住所　茨城県つくば市東２丁目26番地６
パウリーナ・イツコ・カミジ・キナイ　昭和27年９月16日生
住所　和歌山市次郎丸143番地15
趙雨琪　平成７年５月16日生
住所　神戸市中央区中山手通６丁目８番19号
洪晴美　昭和43年12月17日生
住所　大阪府東大阪市足代北２丁目９番５号
周峻[illegible]　平成７年９月22日生
住所　大阪市淀川区宮原２丁目１番２―706号
周美冬　平成９年１月１日生
木島リョンヂャ　昭和31年５月18日生
周天音　平成14年６月21日生
田聖福　平成８年３月１日生
住所　福岡市南区井尻３丁目２番10―302号
住所　大阪府大東市北条１丁目23番16号
[illegible]群　昭和39年10月20日生
梁貴峰　平成４年６月30日生
住所　長崎県佐世保市南風崎町253番地２
住所　大阪府東大阪市足代北２丁目９番５号
[illegible]連宇　平成４年10月６日生
金美英　昭和54年４月９日生
住所　大阪府吹田市山田西３丁目53番１―1007号
金賀誠　平成27年２月21日生
金鉉　昭和53年９月24日生
住所　大阪府門真市岸和田２丁目11番31号
呉代鳳　昭和37年７月22日生

○厚生労働省告示第四百十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　［略］ 八　［略］ (1)～(185)　［略］ (186)‖　エムトリシタビン・テノホビル　アラフェナミドフマル酸塩 (187)‖～(1070)‖　［略］ 九　［略］	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　［同上］ 八　［同上］ (1)～(185)　［同上］ ［号の細分を加える。］ (186)‖～(1069)‖　［号の細分を一つずつ繰り下げる。］ 九　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○農林水産省告示第二千四百四十九号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十三条の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年十二月十三日

農林水産大臣　山本　有二

表第一項中第百五十七号の次に次の二号を加える。

百五十八	ミラトルグザパッド株式会社の登録番号第三九／一号の施設（ロシア・カリーニングラード州ガルエフスキー所在）
百五十九	ラティミール株式会社の登録番号第ＲＵ―〇二五／ＦＮ〇〇〇四二号の施設（ロシア・沿海地方ウラジオストク所在）
百五十	ミラトルグザパッド株式会社の登録番号第三九／一号の施設（ロシア・カリーニングラード州ガルエフスキー所在）
百五十五	ラティミール株式会社の登録番号第ＲＵ―〇二五／ＦＮ〇〇〇四二号の施設（ロシア・沿海地方ウラジオストク所在）

表第二項中第百五十四号の次に次の二号を加える。

百五十五	ミラトルグザパッド株式会社の登録番号第三九／一号の施設（ロシア・カリーニングラード州ガルエフスキー所在）
百五十六	ラティミール株式会社の登録番号第ＲＵ―〇二五／ＦＮ〇〇〇四二号の施設（ロシア・沿海地方ウラジオストク所在）

○農林水産省告示第二千四百五十号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十条第三項の規定に基づき、平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第三百九号）第一条の規定により指定された激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十条第二項の区域を次のように告示する。

平成二十八年十二月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（以下「令」という。）第二条第一号に掲げる養殖施設に係る区域は、次に掲げる市町村の地先水面の区域とする。

道県名	市町村名
北海道	茅部郡鹿部町、森町
	二海郡八雲町
	山越郡長万部町
岩手県	下閉伊郡山田町
	下閉伊郡山田町

二　令第二条第二号に掲げる養殖施設に係る区域は、次に掲げる市町村の地先水面の区域とする。

県名	市町村名
岩手県	下閉伊郡山田町
	石巻市
宮城県	塩竈市
	東松島市

三　令第二条第三号に掲げる養殖施設に係る区域は、次に掲げる市町村の地先水面の区域とする。

県名	市町村名
宮城県	気仙沼市

四　令第二条第四号に掲げる養殖施設に係る区域は、次に掲げる市町村の地先水面の区域とする。

県名	市町村名
岩手県	久慈市
	下閉伊郡岩泉町

五　令第二条第五号に掲げる養殖施設に係る区域は、次に掲げる市町村の地先水面の区域とする。

県名	市町村名
岩手県	久慈市